

案

平成 22 年 月 日

山古志小・中学校 P T A
会 長 齋 藤 勝 様

山古志地域委員会
委員長 樺澤 和幸

一部児童・生徒のスクールバス運行について（回答）

平成 21 年 8 月 4 日付けで提出された要望書について、当地域委員会で協議した結果は、下記のとおりです。

記

スクールバス運行の根拠となる長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）は、遠距離から通学する児童生徒の身体的な負担の軽減または費用的な支援を目的とした規程です。このため、要望の、スクールバスを利用して児童生徒の安全確保を図ることは、要綱の趣旨に反するものと解されます。よって、地域委員会では市に要望・提案は行わないことと決定しました。

通学路の安全が確保されていれば、徒歩通学から学ぶことはたくさんあります。引き続き、通学路の安全点検を行い、看板等の設置はもとより必要な整備等があれば関係機関に強く要望していくことが肝要と思われます。

また、要綱で定める距離内であっても、地域の事情で止むを得ない場合、特例でスクールバスでの通学が可能になる場合があります。事例があれば関係機関へ必要な手続きを行い安全確保に努めてください。

また、冬期間における通学路の状況を見ると何らかの方策を講じなければならぬと考えますが、現在、冬季限定で運行しているクローバーバスの利用により安全性は確保できているものと思います。

現在運行しているクローバーバスは、平成 26 年 3 月までには運行主体を地元組織に引き継ぐことになっています。将来を担う児童生徒の足として確立するためにも、クローバーバスの運行を継続して行かなければならぬと考えます。このため、小・中学校 PTA として、今後の動向を注視しながら運行を継続して行くための協力体制を構築して行く必要があります。